2－2　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量

⑴　国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量（当年産の大麦及びはだか麦のうち、生産者から実需者に引き渡される数量）

平成29年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量(注1)は、平成28年８月の民間流通連絡協議会において報告された平成29年産の作付予定面積（二条大麦30千ha、六条大麦18千ha、はだか麦５千ha）に、過去５か年（平成24年産から平成28年産まで）の10ａ当たりの収量のうち、最高及び最低を除いた３か年の平均値（二条大麦293kg、六条大麦287kg、はだか麦246kg）を乗じ、さらに、食糧用供給割合（二条大麦54.1％、六条大麦88.1％、はだか麦97.6％）(注2)を乗じて、10万トンと見通します（表６）。

（注１）は種前契約に基づき、生産者から実需者に引き渡される数量である。

（注２）当年産のうち、食糧用として生産者から実需者に引き渡される割合（それ以外は、ビール用、種子用、規格外等）。平成29年産については、過去５か年（平成24年産から平成28年産まで）のうち、最高及び最低を除いた３か年の平均値である。

⑵　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量（前年産と当年産の食糧用大麦及びはだか麦のうち、当年度内に市場に流通する量）

平成29年度の国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量は、平成29年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量に、年度内供給比率(注3)を乗じ、さらに、平成28年産国内産食糧用大麦及びはだか麦の在庫量を加えて、10万トンと見通します（表６）。

（注３）当年産の供給量のうち、当年度内に生産者から実需者に引き渡される数量の割合。平成28年産について、実需者から提出された平成28年産麦の購入計画から算出し、平成29年産については、年度内供給比率が例外的に低くなった平成27年産を除いた直近３か年（平成24年産から平成26年産まで）の実績値の平均値としている。

表６　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量の推移

（単位：万トン）

年産	食糧用大麦及びはだか麦の供給量 ①	うち年度内供給量 ②	年度内供給比率 ②／①	次年度繰越（在庫） ①－②
平成24	9	3	30.1％	7
25	11	4	35.2％	7
26	10	3	31.1％	7
27	10	3	25.2％	8
28見込み	9	2	25.2％	7
29見通し	10	3	32.1％	
		29年度流通量見通し		→ 10

注：１）国内産食糧用大麦及びはだか麦については、上記の流通量10万トンのほかに生産者団体とビール会社との契約栽培により国内産ビール大麦６万トンが供給される見込みである。

２）四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないことがある。

2－3　外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量

平成29年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量は、同年度の食糧用大麦及びはだか麦の総需要量34万トンから国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量10万トンを差し引いて24万トンと見通します（表７）。

2－4　外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）

平成29年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量は、外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量と同量の24万トンと見通します（表７）。

なお、飼料用大麦の輸入については、別途、農林水産大臣が定める飼料需給計画に基づき行います。

表７　平成29年度の食糧用大麦及びはだか麦の需給に関する見通し

（単位：万トン）

総需要量	A	34
国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量	B	10
外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量	C＝A－B	24
外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）	D＝C	24

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 29 年４月 14 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　河川の名称　番匠川水系番匠川

２　河川管理施設の名称又は種類
番匠川右岸堤防

３　河川管理施設の位置
大分県佐伯市字屋敷9388番３地先から
大分県佐伯市字屋敷9394番２地先まで

４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　佐伯市長　西嶋　泰義
住所　大分県佐伯市中村南町１－１

５　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で当該路肩から法長１メートルまでの範囲内（川裏部分に限る）にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成29年３月24日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 29 年４月 14 日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　河川の名称　番匠川水系番匠川

２　河川管理施設の名称又は種類
番匠川右岸堤防

３　河川管理施設の位置
大分県佐伯市字屋敷9394番２地先から大分県佐伯市字下小谷２ノ9631番１地先まで（ただし、屋敷橋部分は除く）、及び大分県佐伯市字三九郎谷２ノ9717番８地先から大分県佐伯市字鳥越10179番１地先まで

４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　大分県知事　広瀬　勝貞
住所　大分県大分市大手町３丁目１－１

５　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成29年３月24日から道路の存続する日まで